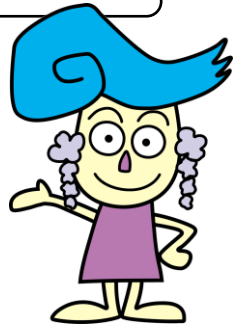


10月から幼児教育・保育の無償化が始まります



①入園料・保育料を月額2万5,700円まで無償化

- ※入園料は、入園初年度に限り、月額に換算し、
保育料と併せて月額2万5,700円までが無償となります
※入園料・保育料が上限額を下回る場合でも、差額を他のサービスに
利用することはできません

対 象：満3歳から5歳児（小学校就学前）までの児童

②預かり保育は、

月額1万1,300円（日額450円）まで無償化

- 日額 450円 × 利用日数 = 支給限度額
※長期休業期間中も同様の計算方法となります。差額は自己負担です

対 象：共働き世帯など保育の必要性がある3歳児から5歳児（小学校就学前）
までの児童
共働き世帯など保育の必要性がある満3歳の児童は、市民税非課税
世帯のみが無償化（月額上限1万6,300円）となります

《重要》

預かり保育が無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要です。

【 無償化の対象とはならないもの 】

通園送迎費（送迎バス代）・食材料費・行事費など実費で徴収してい
る費用は、無償化の対象とはなりません

③年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の児童は

※小学3年生までの児童が3人以上いる世帯の
児童のうち3人目以降の児童のことです。

食材料費のうち、副食代（おやつ代を含む）を

月額4,500円まで無償化

※ごはん・パンなどの主食代は給付の対象にはなりません